

業者コード									
2	8	2	0	3	1				

令和5年度 品質評価点算定に係る審査申請書

2023年(令和5年) 月 日

明石市長 あて

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

(印)

電 話 番 号

品質評価点の算定にあたり、下記の評価項目の評価に係る審査を申請します。

申請内容は事実と相違ないことを誓約し、申請内容に虚偽の記載が判明した場合は、指名停止措置を受けることを承諾します。また、明石市が本申請内容について各関係機関に確認をすることに同意します。

評価項目	該当項目(該当するものに○)	評価内容
⑧ISO認証取得に関する加点 (各5点。合計10点)		令和5年3月31日時点において、ISO9001の認定取得業者である。 令和5年3月31日時点において、ISO14001の認定取得業者である。
⑨災害協力協定締結に関する加点(5点)		令和5年3月31日時点において、明石市と災害時における応援等に関する協定を締結している。 <u>協定名称:</u> 令和5年3月31日時点において、明石市と災害時における応援等に関する協定を締結している下記の団体の会員(構成員)である。 <u>団体名称</u> <u>協定名称</u>
⑩暴力追放への取り組みに関する加点 (5点)		令和5年3月31日時点において、兵庫県建設業暴力追放協議会の会員(構成員)である。 ※兵庫県建設業暴力追放協議会が実施する研修会等の受講修了証等の写しを添付してください。
		令和5年3月31日時点において、不当要求防止責任者を選任し当要求防止責任者講習を修了している。 ※兵庫県公安委員会から交付された不当要求防止責任者講習の受講修了書の写しを添付してください。
⑪優良工事表彰に関する加点 (1件につき5点)		令和3年度から令和5年度に明石市の優良工事表彰された工事がある。 <u>工事名</u> <u>工事名</u> <u>工事名</u>

⑥障害者の積極的雇用に関する加点 (10 点)	令和 5 年 3 月 31 日時点において、障害者の雇用義務を有する者が法定雇用障害者数以上の人數を雇用している。あるいは、義務を有しない者が雇用している。
⑦若年技術者の積極的雇用に関する加点 (1名 5 点。上限 10 点)	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に若年技術者（満 29 歳以下）を雇用期間に定めなく新たに正規雇用した。 <u>新規採用者氏名</u> <u>新規採用者氏名</u>
⑧あかし子育て応援企業の認定取得に関する加点（5 点）	令和 5 年 3 月 31 日時点において、あかし子育て応援企業の認定取得している。 令和 5 年 3 月 31 日時点において、あかし子育て応援企業の認定取得している下記の団体の会員（構成員）である。 <u>団体名称</u>
⑨兵庫県との男女共同参画社会づくり協定締結に関する加点（5 点）	令和 5 年 3 月 31 日時点において、兵庫県との男女共同参画社会づくり協定を締結している。 令和 5 年 3 月 31 日時点において、兵庫県との男女共同参画社会づくり協定を締結している下記の団体の会員（構成員）である。 <u>団体名称</u>
⑩神戸保護観察所への協力雇用主としての登録に関する加点（5 点）	令和 5 年 3 月 31 日時点において、神戸保護観察所へ協力雇用主として登録している。
⑪刑務所出所者等の雇用に関する加点（10 点）	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までの間に、神戸保護観察所へ協力雇用主として登録している者が下記の⑦又は⑪のいずれかに該当する者を同一人で 3 カ月以上雇用した。 ⑦令和 2 年 4 月 1 日以降に刑事施設を出所または少年院を出院した者 ⑪更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）第 48 条に定める保護観察対象者または同法第 85 条に定める更生緊急保護の対象者（これらの対象でなくなった日から 1 年を経過しない者を含む。） <u>※ただし、明石市暴力団排除条例第 2 条第 2 項に規定する暴力団員はその対象としない。</u>
⑫建災防実施の講習会等への事業主負担での従業員の参加実績に関する加点（5 点）	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日の間に、建設業労働災害防止協会実施の講習会等への事業主負担での従業員の参加実績がある。 <u>従業員氏名</u> <u>講習名</u> <u>受講日 年 月 日</u>
⑬安全衛生優良企業の認定に関する加点（5 点）	令和 5 年 3 月 31 日時点において、安全衛生優良企業の認定を取得している。

- 注 1) 土木一式工事又は建築一式工事で登録されている市内業者のうち、上記評価項目のいずれかに該当し、かつ、加点を希望する方のみ、この申請書を提出してください。
- 注 2) 申請内容に虚偽の記載が判明した場合は、指名停止措置の対象となりますので、申請内容については、事前に十分に確認して記載してください。
- 注 3) ⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬について申請を行う内容を証する認定書等の書面（コピー可）を添付してください。
- 注 4) ⑭については財務室契約担当において関係機関等へ照会しますので、内容を証する書面の提出は必要ありません。
- 注 5) ⑮について、雇用義務を有しない者が障害者を雇用している場合は、別紙①「障害者の雇用状況申立書兼誓約書」を提出してください。また、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る障害者の雇用義務を有する者は公共職業安定所に提出した直近の6月1日現在の「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」（公共職業安定所の受付印のあるもの）の写しも併せて提出してください。
- 注 6) ⑯については申請書に記載された新規採用者に係る次の①～③全てを添付してください。
①健康保険被保険者証の写し（事業所、資格取得年月日が記載されているもの）又は健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
②雇用保険被保険者資格取得認定書の写し（雇用保険加入対象外の者は除く）
③労働条件通知書（労働基準法第15条）の写し又は労働者名簿（同法第107条）の写し（従事する業務の種類が「建設技術職」であることが読み取れる記載内容となっていること）
- 注 7) ⑰については別紙②「刑務所出所者等の雇用状況申立書兼誓約書」を提出してください。
- 注 8) ⑱については受講証の写しと、事業主宛の領収書または別紙③「建設業労働災害防止協会実施の講習会に関する申立兼誓約書」と提出してください。
- 注 9) **本申請書については、有効期限を1年とし、次年度以降も加点を希望する場合は毎年4月14日から5月12日までの間（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に申請を行ってください。**

障害者の雇用状況申立書兼誓約書

令和　年　月　日

明石市長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和5年3月31日現在で、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第7項の規定に基づく障害者の雇用に関する状況を報告する義務がないものであり、下記の者を労働者として雇用していることに相違ないことを誓約します。

記

1 対象とする障害者

障害者雇用促進法第2条の規定に掲げるもののうち、下記(1)～(5)のいずれかを労働者として雇用

- (1) 身体障害者
- (2) 重度身体障害者
- (3) 知的障害者
- (4) 重度知的障害者
- (5) 精神障害者

ただし、(1) 及び(3)については、一週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である常時雇用する労働者を除く。

※ この申立書兼誓約書は、障害者雇用促進法第44条、45条、45条の2、45条の3に規定する「子会社」、「関係会社」、「関係子会社」、「特定事業主」でないものが対象です。

別紙②

刑務所出所者等の雇用状況申立書兼誓約書

令和 年 月 日

明石市長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において、下記の者を同一人で3ヵ月以上雇用したことに相違ないことを誓約します。

記

1 対象とする者

下記の（1）又は（2）のいずれかに該当する者。ただし、明石市暴力団排除条例第2条第2項に規定する暴力団員を除く。

- (1) 令和2年4月1日以降に刑事施設を出所または少年院を出院した者
- (2) 更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に定める保護観察対象者または同法第85条に定める更生緊急保護の対象者（これらの対象でなくなった日から1年を経過しない者を含む。）

別紙③

建設業労働災害防止協会実施の講習会に関する申立書兼誓約書

令和 年 月 日

明石市長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記のとおり、建設業労働災害防止協会実施の講習会等へ事業主負担で従業員を参加させたことに相違ないことを誓約します。

記

従 業 員 氏 名	
講 習 名	
受 講 日	年 月 日

※受講修了証の写しを添付すること。